

和歌山県新型コロナウイルス感染症医療提供体制設備整備事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、県内医療機関が、新型コロナウイルス感染症患者及び感染が疑われる者(以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。)を円滑、適切かつ確実に受け入れられるよう医療体制を確保することで、新型コロナウイルス感染症対策に係る医療提供体制(設備整備)を強化することを目的とする。

(事業内容)

第2 この要領に基づき、県は、以下の事業を実施する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業
(旧新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業)

ア 内容

新型コロナウイルス感染症について、新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供する医療機関(以下「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等」という。)において、迅速かつ適切な医療の提供を継続するため、病床及び医療資機材の設備等整備を支援する。

令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は要領第2(1)ウのうち、病棟単位(区画単位含む)による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要となる設備及び個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)以外は対象外とする。

また、個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)の補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)で規定する「対象期間」に限るものとする。

イ 対象施設

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があり、G-MIS上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等

ウ 整備対象設備

- (ア) 新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費
- (イ) 人工呼吸器及び付帯する備品
- (ウ) 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)
- (エ) 簡易陰圧装置
- (オ) 簡易ベッド
- (カ) 体外式膜型人工肺及び付帯する備品
- (キ) 簡易病室及び付帯する備品
- (ク) H E P Aフィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る)

(ケ) H E P Aフィルター付パーテーション

エ 留意事項

個人防護具の整備にあたっては、各品目の規格に関する一例を別添に示したので、整備する際は参考にされたい。また、個人防護具の整備にあたっては、適切に管理すること。

(2) 外来対応医療機関設備整備事業

(旧帰国者・接触者外来等設備整備事業)

ア 内容

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、発熱患者等の診療に対応する医療機関（以下「外来対応医療機関」という。）を確保することにより、国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止するための設備等整備を支援する。

令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は要領第2（2）ウのうち、個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)以外は対象外とする。

また、個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)の補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）で規定する「対象期間」に限るものとする。

イ 対象施設

「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）に基づき設置された帰国者・接触者外来、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）及び「「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」に基づく外来対応医療機関とする。

ウ 整備対象設備

(ア) H E P Aフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）

(イ) H E P Aフィルター付きパーテーション

(ウ) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）

(エ) 簡易ベッド

(オ) 簡易診療室及び付帯する備品

エ 留意事項

個人防護具の整備にあたっては、各品目の規格に関する一例を別添に示したので、整備する際は参考にされたい。また、個人防護具の整備にあたっては、適切に管理すること。

(実施期間)

第3 第2に掲げる事業の実施期間は次のとおりとする。

令和5年10月1日から令和6年3月31日まで

(補助対象経費等)

第4 補助金の基準額、補助対象経費及び補助率等は、和歌山県新型コロナウイルス感染症医療提供体制設備整備事業補助金交付要綱に定めのあるとおりとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

この要領は、令和4年5月18日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

この要領は、令和4年7月21日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

この要領は、令和4年10月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

この要領は、令和5年4月5日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

この要領は、令和5年5月8日から施行し、令和5年5月8日から適用する。

この要領は、令和5年10月1日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

(別添)

個人防護具に関する規格参考例

マスク 感染リスクの高い医療従事者が着用することを考慮し、NIOSH（米国労働安全衛生研究所）規格N95、または不織布素材で製造されているサージカルマスクであること。

顔面とマスクのフィットを高いレベルで確保できるよう、伸縮性のある締めひで首周りとは後頭部を押さえる構造である。

鼻部から漏れこみを抑えられるノーズクリップが装着されている。

ゴーグル 防曇処理加工が施され、レンズ部は耐衝撃性の高いポリカーボネイト製である。次亜塩素酸液への浸漬やアルコール清拭による消毒で再利用が可能である。眼鏡をかけた者でも装着が可能である。密封式タイプである。

ガウン 耐水性のある不織布素材である。
長袖で体の前面をおおえる後ろ開き形状であり、通気性、透湿性があるもの。
業務遂行に支障のないよう、首部及び腰部背面で留めるしめひもを有する。

グローブ 水の浸透性がなく、たんぱくアレルギーを起こしにくい素材である。
手首にガウンとグローブの隙間ができないように十分な長さを有している。

キャップ 毛髪を覆い、こぼれ出るのを防ぐゴム付きのもの。
マスクやゴーグルの着脱時に巻き込まれて外れないもの。
不織布素材であること。

フェイスシールド

防曇処理加工が施され、眼鏡をかけた者でも装着が可能である。